

## 交渉の議事要旨

### (開催日時)

平成23年5月13日(金) 10:00~10:56(56分)

### (開催場所)

稚内開発建設部 3階 専用会議室

### (出席者)

当局側(稚内開発建設部)

安永 克博(稚内開発建設部次長)、小田 正則(総務課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合稚内支部)

斉藤 欽也(副執行委員長)、高橋 正志(書記長)、小田 則幸(執行委員)

### (議題)

- 1 当部における女性職員の宿舎・独身寮への入居について
- 2 当部健康安全管理計画における婦人科健診について

### (要求書に対する回答)

要求書の受理後、要求書のうち交渉議題として取り決めた2点について回答。(別紙のとおり)

### (交渉概要)

#### 【議題1：当部における女性職員の宿舎・独身寮への入居について】

##### ○ 職員団体側から

- ・ 宿舎・独身寮への入居は重要な勤務条件である。希望しても条件の不一致により入居できない者もいると考えるがどうか。
- ・ 独身寮については、潜在的な入寮希望者がいると考えているがどうか。

##### ○ 当局側から

- ・ 宿舎や独身寮への入居を希望する職員については、貸与基準を基本とし、空き宿舎の状況などを勘案の上、できる限り入居させるようにしてきたところであり、引き続き、希望する職員が入居できるよう努めていく。なお、女性職員の宿舎・独身寮の入居状況については、現在のところ、希望する者は入居できている状況である。
- ・ 独身寮への入寮希望については、本人の趣向等によるものもあり、一概にはいえない。

#### 【議題2：当部健康安全管理計画における婦人科健診について】

##### ○ 職員団体側から

- ・ 子宮がん・乳がん検診については、現在のところ、希望者は毎年受診できることとされているが、今後も希望者については、毎年受診できるよう配慮されたい。また、受診希望者が受診できないことがないように、実施時期等についても配慮されたい。

##### ○ 当局側から

- ・ 今後も予算の状況等を勘案しつつ、引き続き努力したい。また、実施時期等については、医療機関との調整もあり、必ずしも希望どおりとはならないかもしれないが、できる限り配慮したい。

※文責は稚内開発建設部当局(今後修正があり得る)

## 交渉議題に係る回答メモ (2011年統一要求)

平成23年5月13日

### 1. 当部における女性職員の宿舎・独身寮の入居について

宿舎や独身寮への入居を希望する職員については、貸与基準を基本とし、空き宿舎の状況などを勘案の上、できる限り入居させるようにしてきたところであり、引き続き、希望する職員が入居できるよう努めていく考えである。

### 2. 当部健康安全管理計画における婦人科健診について

健康・安全管理は、職員が勤務する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、各種の健康診断及び保健安全教育の実施、執務環境の点検整備などを推進し、職員の健康の保持増進及び安全管理の徹底を図っているところである。

各種の健康診断については、稚内開発建設部健康安全管理計画に基づき、希望者に対しては全員受診させているところであり、今後においても、予算状況等を勘案しつつ、引き続き、適切な職員の健康管理及び安全管理に努めていきたい。

なお、健康安全管理計画の作成など、健康管理及び安全管理に関しては、「意見箱」及びメールボックスのほか、課内会議や職場内ミーティング等の場を活用するなど、広く職員の意見を聴いた上で、必要な措置を講じていく考えである。

# 全開発稚内支部 2011年春闘婦人統一要求書

稚内開発建設部長 高橋公浩 殿

2011年5月13日

全開発労働組合稚内支部

執行委員長 加藤元基



## 一、行政改革は行わないこと。

- 1 これ以上の組織の統廃合及び定員削減は行わないこと。
- 2 民主的な公務員制度改革の実現をはかること。

## 二、健康で文化的な生活を営むための最低限度の保障をすること。

- 1 義務教育にかかる父母負担をなくするとともに、すべての教育にかかる公費負担を増やすこと。
- 2 児童手当に替わる措置を、確実に実行すること。
- 3 出産にかかる費用の一切を国費負担とすること。当面、出産費を増額し、育児手当を支給すること。
- 4 公立の産休あけ保育所、および学童保育所を設置し、その内容の充実(国の基準を上げる)をはかること。
- 5 社会保障制度の改悪を行わず、内容の充実をはかること。特に次の改善を早急に行うこと。  
①介護保険法 ②医療保険制度 ③公的年金制度

## 三、勤務条件を改善し、意欲的に働ける職場にすること。

- 1 業務量に見合った要員を確保すること。
- 2 産休代替を確保すること。
- 3 職務職階給の賃金体系を改め、通し号俸とすること。当面、準職員の三級昇格年齢引き下げを早期に実現すること。
- 4 配偶者の転勤にあたっては、希望する場合は夫婦ともに転勤できるように考慮すること。
- 5 人事については民主的・公平・公正に行い、特に部内昇任を拡大すること。また、採用、配置、昇任など、職場における男女差別をなくすること。
- 6 準職員を定員化し、勤務条件を改善すること。
- 7 VDT作業にあたっては、指針を徹底させるとともに、勤務条件を改悪させないこと。
- 8 希望者を全員宿舎・独身寮に入れること。また改善の必要がある場合には早急に行うこと。

## 四、労働基準法、人事院規則を改正し、母性保護、権利を拡大すること。

- 1 男女がともに家庭責任を担える勤務条件を確保するとともに、実効ある男女共通規制を行うこと。
- 2 生理休暇を特別休暇とすること。
- 3 休暇を新設し、制度を改善すること。  
新設 ①遠隔地通院休暇 ②妊娠障害休暇 ③更年期障害休暇

- 改善
- ① 配偶者の産後休暇を二週間
  - ② 産前休暇を八週間
  - ③ 多胎出産の産後休暇を一〇週間
  - ④ 結婚休暇
  - ⑤ 忌引休暇
  - ⑥ 追悼のための休暇
  - ⑦ 子どもの健診・予防接種時の休暇
- 4 育児休業制度、介護休暇制度及び看護休暇制度の内容の充実をはかること。
- 5 保育時間を一日二回それぞれ一時間とし、このための交通に要する時間も認めること。
- 6 すべての検診を全員が受診できるようにするとともに、内容の充実をはかること。

五、職場要求は誠意をもって解決すること。

全開発稚内支部 2011年春闘婦人独自要求書

1. 産前休暇・産後休暇・育児休業の申し出があった場合は、該当職場で十分な話し合いがなされるよう課所長に周知・指導すること。また、必要な代替要員を配置し職員の心身の負担を軽減すること。
2. 健康安全管理計画で、検診実施時期を早期に示すとともに、希望者については全員受診させること。

稚内開発建設部長 高橋 公浩 殿

2011年5月13日

全開発労働組合稚内支部  
執行委員長 加藤 元

